

解 説

聖心女子大学教授 高牧 實

文書の伝来

本文書は、愛知県常滑市小鈴ヶ谷の盛田家に伝えられてきたものである。盛田家は、江戸時代のはじめから尾張国知多郡小鈴ヶ谷村の庄屋を勤め、また、同時代中期から醸造業を営んできた旧家で、当主は久左衛門を称し、第十五代盛田昭夫氏（ソニー株式会社社長）に至っている。

この盛田家に伝えられてきた古文書は、江戸時代はじめから明治末に至る三百有余年間にわたる大量のもので、主として、庄屋の勤めに関わる村方の文書と、盛田家に関わる文書に大別される。

現在この古文書は、昭和五十三年十一月に盛田昭夫氏によって設立された「財団法人鈴浜学術財団」によって管理されている。

小鈴ヶ谷村の概略

旧小鈴ヶ谷村は、尾張国知多郡に属し、知多半島なかほどの西海岸、伊勢湾に面した半農半漁の小村である。江戸時代のはじめに尾張藩領となり、元禄五年（1692）まで国家老竹腰山城守の給地であったが、同六年から藩の直轄地（蔵入）となって明治に至った。

慶長十三年（1608）の検知以降、田畑屋敷の地積は十七町九反三畝四歩、元禄七年には新田を加えた十八町三畝十九歩であった。その間、天和元年（1681）までに開かれていた新田田畑一反二十三歩が、翌二年上知として代官の管轄下に入っていた。

村高は二百二十石一斗七升二合（元高）であったが、正保二年（1645）尾張藩の四つ概によって二百六十四石二斗二升（概高）となり、新田の概高を加えた二百六十四石八斗五升一合であった。

知多半島は田地への用水に恵まれていないため、多くの溜池が造成されていたが、小鈴ヶ谷村でも、江戸時代前期に十か所余の溜池が造られ、その後に造られた溜池も加えて、狭い村内に数多くの溜池があった。

農業生産力の高い村ではなく、村民は農業のほか漁業にも従事して暮らしていた。大網、地引網、若干の猟船があり、網本は盛田家であった。港としての自然条件には恵まれていなかったが、盛田家が手前船のほか竹腰家の船を預かって廻船に従事し、蔵入後も廻船業を営むとともに醸造業を始めて江戸積するようになっている。

海岸を除く三方に丘陵がひろがり松が茂っていた。村域の松山八十町歩は藩の領有下にあって、村民はその下草蒨と松葉枝下しの用益を許されていたにすぎないが、常滑焼の燃料の松葉を窯元の北条村や世儀村に送って相応の収益をあげていた。

村民は、江戸時代前期に五十数軒、二百人余、中期に六十軒前後、三百三十人余、後期には四百人を超えている。その頃には、奉公人や黒鋤として他国に出かけて稼ぐ村民も増加していた。多くは曹洞宗で、布土村の心月斎、その末寺で村内にある宝珠庵などを旦那寺としていた。天王社、白山社、明神社、鋤神を祀り、早くから富士講やエビス信仰の行事を営んでいる。

本目録作成の方針

この文書の整理、分類、目録作成にあたって立てた方針は、(1) この文書を庄屋の勤めに関わる村方の文書と、盛田家に関わる文書に大別し、これを上下二巻の目録に編成すること、(2) この文書にそった分類項目を立てること、(3) なるべく文書の伝存形態をくずさないこと、大略この三点である。

ことに(3)の点は、一綴、一束、一纏めとして伝存している形態をくずさず、しかも一束、一纏めのなかにさらに束ねてあるものなども、その形態が残るようにするということである。分類項目に細分して入れることによって、その相互の関連が不明となることを防ごうと考えたからである。

したがって、分類番号の桁数が多くなり、また、他の分類項目に入るべきものが多数混在していて煩瑣の感をまぬがれなくなっている。なかでも、一纏めのなかに内容の多岐にわたるものが含まれている小手形などを最後の項目として別置したので、項目全般にわたるものがあって煩瑣であるがやむをえない。

文書の概要

本目録に収録した村方の文書は、総数四千七百八十点である。江戸時代のはじめから幕末維新に至るまでのものが揃っており、保存状況も比較的良く、尾張国では稀有の貴重なものである。

分類項目は、法令、土地、貢租、諸入用、上納金、村、戸口・身分、治安・災害・救恤、水利・普請、産物・漁・船、賃借、寺社、小手形・その他、の十三項目とした。

まず、「法令」に関するものには、前期からの御触状留、御触書が相当多くある。尾張藩の御触書は『一宮市史』に集成されているが、廻船に関するものなどはその欠を補うものである。なお、下積みになっていたためか保存状況の良いものもある。

「土地」に関するものには、慶長十三年(1608)の検地帳がある。この文書の中の最古のもので、徳川義直尾張国入国にともなって、家康の命で実施された一国惣検地の折の村方の控帳、当時の写である。以後小鈴ヶ谷村の基本台帳として使用され、書入や貼紙がある。数少ない慶長検地帳の一つである。

慶長検地の名寄帳はないが、元禄五年(1692)の田方分の名寄帳、享保十九年(1734)の名寄帳、延享四年(1747)の畑方文の名寄帳、文政十二年(1829)の名寄帳がある。村民の各持高については、明暦二年(1656)の高付定、元禄七年の高付名寄帳があり、加えて貢租の項目に入っている御物成名寄帳によって、幕末までほぼその推移を知ることができる。新田は少ないが、新田検地帳などがあり、定納山、山方見取分の新開地に関するものがある。

「貢租」に関するものが最も多い。本途物成、諸役、山方・浦方に分けて整理した。本途物成については、正保二年(1645)以降の免定、明暦三年以降の皆済状が多く残っており、免の書上、御物成名寄帳に合わせれば、正保二年から幕末までの租率がほぼわかる。御物成名寄帳が慶安元年(1648)から幕末まで二百二十冊余もあって、租率、村の年貢米総量、村民の各持高、それに対する年貢割付、その納入状況など、例年の多岐にわたる問題を知ることができる。

なお、例えば、文政元年(1818)の寅年斗り帳、掟米請渡帳、寅年過米帳、寅年出来米帳、寅年高掛り帳、入用方人別渡米帳、寅年家並帳など、同三年の分までを含む二十一冊が一纏めとして、また天保十年(1839)から弘化二年(1845)までの五十五冊が一綴として伝存しており、例

年の貢租収納に関連して作成された諸帳簿のセットが含まれていると考えられよう。

「諸役」に関して、堤、溜池、圪樋、猿尾などの御普請人足、夫銀、伝馬銀、堤銀、縄、竹役など、山方浦方に関しては、山方見取、定納山の年貢、網運上のものなどがあり、ながらも松葉枝下しの用益に対する松葉上銀のものが珍しく、この点は尾張藩の貢租などの手引書ともいえる「地方古義」「地方根居」にも詳らかでないので、松葉帳はそれを知ることのできる好材料である。

入用帳の類は、通例の場合、「村」の項目のなかに村入用として分類整理されているが、本目録では「諸入用」として一項目を立てている。というのは、小役入用帳、地方山方浦方三役入用帳、あるいは、それに小入用帳、高懸入用帳などが作成され、そのなかで村財政ともいべき諸経費のほか、高懸りなどの諸役が取扱われていて、貢租に関連するものがかなり多いので、村入用も加えた村民の負担を示すものとするのが妥当であろうと考えたからである。諸帳簿を一括して編年順とし、例年、諸入用に関するセットとなるよう目録を作成したが、これを用いて尾張国における諸入用について検討することができよう。

「上納金」についての文書は少なく、「村」の項目のものとしては、村の概況を記したもののや村民の願書留が残っている。

「戸口・身分」に関するものとしては、宗門改帳、家並帳、五人組帳、帯刀百姓の改帳などがある。宗門改帳は延宝五年(1677)から幕末までのものが相当数あり、それに関連する人数増減、家数牛馬数、奉公人などを示すものがあって、尾張国ではあまり残っていない史料である。家並帳では正保三年(1646)のものが古く、この時期のものは尾張国では他になく、藩政の重要な問題点を示してくれる貴重なものである。

海辺の村であるため、難破、流失船荷、水死体、大綱、地引綱、船数改などに関するものがあるが、点数も多くなく、漁や廻船の実態について、ここから詳らかにできない。

ところで、この文書のなかには寛永以降の小手形が大量にあって二十五の纏りとして伝存している。貢租に関するものが大部分である。また、内容の多岐にわたる文書が二十の纏りとして残っている。こうしたものを最後に「小手形・その他」として纏りごとに収め、無年号のものでも纏りのなかの前後関係から年号推定可能なものには、推定年号を付して整理しておいた。こうした文書も諸問題の解明に大きな手掛りを与えてくれるであろう。

盛田家文書は、概略以上のような村方の文書に加えて盛田家の経営に関するものも大量にあり、江戸時代以降の諸問題について解明できる非常に貴重なものである。盛田家に関わる文書の下巻の解説に譲る。